

## 特記仕様書

工 事 名 伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事  
工事範囲 本仕様書・図面・共通仕様書の範囲とし、現場説明があればこれを加える。  
工事概要 玄関庇軒天改修工事  
          玄関庇防水改修工事  
          玄関建具改修工事

### 特記事項

- (1) 本工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築・機械・電気編）、及び標準図（機械・電気）、住宅金融支援機構監修の木造住宅工事仕様書解説付き、別添仕様書に基づき施工のこと。
- (2) 工事着手前に図面に基づき承認図を提出し承認後施工のこと。
- (3) 工事中不明な点は、係員の指示を受けて施工のこと。
- (4) 発生材の処分に関しては、マニフェストにより処分し係員に伝票を提出のこと。
- (5) 工事終了後は、付近清掃のうえ竣工検査を受け工程写真、竣工写真を提出のこと。  
（竣工時の提出書類は事前に確認を受けて竣工検査を受けること）
- (6) 工事写真のデジタルデータは竣工、工程共全て提出のこと。
- (7) その他口頭での現場説明事項も本工事仕様とする。
- (8) 暴力団等による不当介入の排除対策については別紙のとおり。

暴力団等による不当介入の排除対策

請負人は、当該工事の施工にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
なお、違反したことが判明した場合は、原則として指名停止等の措置を行うなど、  
厳正に対処するものとする。

第1条 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を  
行うこと。

第2条 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

第3条 第1条又は第2条の排除対策を講じたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。